

北海道の道路と開拓使〔一〕

和田篤憲

四 次

一 緒 言

イ 序 言

口 明治維新以前に於ける北海道の道路

二 開拓使と道路

イ 開拓使とは何ぞや

口 北海道の開發と道路

ハ 開拓使の路政

1 道路橋梁

a 道 路

b 橋 梁

(一) 市街道路 札幌府の創設と街路改正(以上本號掲載)
小樽市街道路の改正

(二) 市外道路 札幌本廳
根室支廳

b 橋 梁 傳

2 驛 船

三 開拓使時代の北海道紀行

三 結 言

一 緒 言

イ 序 言

明治政府の一大事業の中に北海道の開拓がある。この開

拓に必須の條件とせられたものが即道路の改修である。舊

幕時代に於ても相當この方面に留意せられてゐたのである

が、それは未だ充分な域に進んではゐなかつた。然るに開拓使のそれは道路其自身をば開拓の第一條件として、廣く

外國の新知識に基盤を置いてこれを行つたのである。この意味に於て私は明治政府、特に開拓使時代に於ける北海道の路政を見んと欲する。先づこれに言及する前に順序として、明治維新以前に於ける北海道の道路を見るであらう。

口 明治維新以前に於ける北海道の道路¹⁾

明治維新以前北海道を領したものに松前氏があるが、其開發状況不充分なるため、一度幕府の手にこれを收めたが、後其方針を變じ、再び松前氏にその開發を委ねたが、安政以降、北境の事端多事となるに及び、箱館奉行を置き、本道の警備に幕府が當ると共に本道々路の改良にも腐心することとなつた。即ちの四期にこれを分つて見る事が出来る。

- 1 前期松前氏時代まで
- 2 後期松前氏時代 文政四年十二月まで
- 3 前期幕府直轄時代 文政四年十二月以後
- 4 後期幕府直轄時代

北海道は古稱渡島、蝦夷の地である。景行天皇の二十五

年、武内宿禰を遣し、東方の國土風俗を巡察せしめたが、二十七年、歸奏して曰ふに、「東夷に日高見の國あり土地沃壤にして曠し、是を蝦夷といふ。擊て取る可し」と。然るに其四十年に至つて東夷は多く叛いたので皇子日本武尊を遣はして之を征せしめられた。蝦夷こゝに降り、我屬となつたが、齊明の朝四年に至つてまたまた叛したので、阿倍比羅夫をして舟師一百八十艘を率て鷹田淳代の蝦夷を伐たしめた。即ち五年春三月。比羅夫復た蝦夷を征した。

其後光仁天皇の寶龜十一年、出羽に勅して「渡島蝦夷久く朝化に懷き貢獻阙かず、當今歸俘逆を作す將軍、國司宜く意を加て緩撫せよ」と。桓武天皇延暦廿年、坂上田村磨に命じて之を征せしめた。其後反亂せしことも度々に及んだが、後鳥羽天皇の文治五年藤原泰衡、源賴朝と戰つて大敗し、蝦夷に出奔せんと欲して途上殺害せられた。當時將士往々夷地に逃れたが、海を渡つて島中に入るを以て後人之を渡島と謂つた。この頃國東の裔安倍貞任五世の孫安藤季信、蝦夷に屬して功があつたので、季信を以て津輕の守護

となし、後之をして蝦夷を管せしめた。四條天皇文暦二年七月、鎌倉の兎徒を捕へて蝦夷に流したが、其徒土着して諸館氏と稱し、族黨を形成した。其後南北朝の初頃まで安藤氏の族安東貞季は其頃尙ほ津輕を領有してゐたが、正長元年に至り、其孫、教季の代に至つて南部氏に逐はれ、嘉吉三年、松前に到りこゝに居を構へた。之即下國氏とす。享徳年間若狭の士武田信廣、奥州より此地に入り、土族の亂を平定して功あり、松前なる流人蠣崎氏の女婿となり、勝

山城を建て、松前の姓を買した。永正十年蝦夷の人々蜂起して諸館氏及下國氏共に亡びたるが、信廣の子光廣は勝山より來つて之を平定し、下國氏の居所を徳山と改稱し、こゝに居を成した。天正十八年、豊臣秀吉東征の後、其曾孫慶廣は款を入れて内附し、蝦夷松前を管し、更に慶長元年には家康に見え夷地を治むる條例書を賜つた。これより先、徳山城を重ねて修め、福山と號し、氏を松前と改めた。これ即松前藩の起りである。以上叙べたる處は松前氏の北海道に藩主たる迄の同島治概況を示したのであるが、この松

前氏が、同島を治めたのは寛政年間に至る迄で、後幕府の直轄地となつたのであるが、これ迄を前期松前氏の時代として路政を見るに、松前氏は其始祖信廣以來漸次勢力を扶植し全道を管轄したが、單に領土を擴張するのみにて治政舉らず、姑息儉安を主とし、開拓に留意せざりしを以て道路の如きも從つて記述するに足るものは殆んどなかつたのである。

2 前期幕府直轄時代

諸露人は正徳以來千島を蠶食して、土人を撫順してゐたが、寛政の頃に至つては、大に警戒を要するに至り、幕府は寛政十年目付渡邊胤等をして蝦夷地を巡視せしめたのである。此時支配勘定近藤重藏始めて蝦夷地の山道を開鑿し翌十一年正月、幕府は松前藩に命じ、東蝦夷地の内、浦河以東を上らしめ七年を限つて假に措置した。之に於て使番大河内善兵衛（政壽）は様似に至つて普請役最上徳内（常矩）中村小一郎（意積）をして道路を開かしめ又松前藩に命じて禮文華山道を開鑿せしめた。爾後處々を開き、各處

に旅宿所を設け、馬匹を各場所に配布し、運搬に便せしめたのである。同年八月松前藩の請により知内村以東浦賀に至る地を併せて幕府の直轄とし、享和二年以上の地を幕府の永久の直轄地となし、文化四年三月更に西蝦夷地を併せ、全道の地を直轄に歸し、文政四年に至つた。而して此時代の施設は要する處、東夷地に精で、西蝦夷の地に粗であり、前に勤め、後に怠なりといふことが出来る。

3 後期松前氏時代

然るに文政四年の末に至り、幕府は全道を擧げて松前氏に還付し、幕府の施設せし處を失はざらしめたが、元來松前氏の行ふ處は因循姑息であつたから、道政も舊状に泥みつゝ約三十餘年間は以前と同じく、亦見るに足るもののがなかつたのである。

4 後期幕府直轄時代

安政元年に至り、幕府は箱館奉行を置いたが、翌二年に至り、蝦夷地全部並に東は知内以東、西は乙部以北を幕府の直轄となし、本道の警備及開拓に當つた。これ蓋し、寛

政文化の頃は主として東蝦夷の地に力を盡し、西蝦夷の地には施設をなさなかつたのを反対に、西蝦夷に力を注ぐこととなつたのであつた。是に於て各請負人に諭して處々に道路を開鑿せしめ、又篤志者をして道路を開かしめたのである。故を以て西蝦夷一帯の陸路はこゝに全通を見るに至つた。

二 開拓使と道路

1 開拓使とは何ぞや

開拓使は明治二年七月に設置せられ同十五年一月に廢せられたものであるが、(樺太開拓使は四年八月、北海道開拓使に合併されてゐる)明治十三年十二月二日、開拓使布令によれば、開拓使は北海道開拓の事務を管理するの所とする」と書かれてゐる。尙、八年十一月二十五日の布令にあら、同使職制章程に依れば、使務を大分して上下の二款とし、其上款は長官の意見を具し、上奏裁可を経て然る後施行し、其下款は長官の意見を以て專行する事を得るものにして、上下二款の事務に於ては長官皆其責に任ずるの定で

ある。然して上下兩款通じて四十二條に其詳細の項目を規定してゐる。即左の如くである。

上 款

- 第一條 國郡ノ經界ヲ改定スル事
- 第二條 國郡ノ名稱ヲ定メ或ハ變更スル事
- 第三條 支廳ヲ廢置スル事
- 第四條 驛遞ヲ廢置シ郵便ヲ開設スル事
- 第五條 稟稅ノ法ヲ定メ及改正スル事
- 第六條 社寺ヲ廢置スル事
- 第七條 汽車道ヲ開キ電線ヲ架スル事
- 第八條 燈臺及礁標ヲ設立スル事
- 第九條 官立學校ヲ廢置スル事
- 第十條 新發明ノ物品專賣ヲ許允スル事
- 第十一條 本使ノ官員ヲ海外ヘ派出スル事
- 以上

下 款

- 第十二條 村邑ヲ創置シ或ハ名稱ヲ變更スル事
- 第十三條 戶籍ヲ査定スル事
- 第十四條 道路橋梁ヲ築作修繕スル事
- 第十五條 民業ヲ勸誘シ物産繁殖ノ方法ヲ設ル事
- 第十六條 士民ノ移住ヲ許可シ土地ヲ賣貸スル事
- 第十七條 外國人ヲ傭使シ及給料ヲ増減スル事
- 第十八條 鎌山ヲ開採スル事
- 第十九條 溝渠ヲ開鑿スル事
- 第二十條 河流ノ堰汎ヲ疏浚スル事
- 第二十一條 人馬船梁ノ賃錢ヲ査定スル事
- 第二十二條 種樹園ヲ設立スル事
- 第二十三條 牧畜ノ方法ヲ設ル事
- 第二十四條 工作場ヲ設立スル事
- 第二十五條 公私學校廢置ノ事
- 第二十六條 脣廄營繕スル事
- 第二十七條 貸附ノ方法ヲ設ル事
- 第二十八條 物產販賣ノ法ヲ立ル事
- 第二十九條 定額金ノ豫算ヲ具狀スル事
- 第三十條 諸費ヲ計算シ之ヲ公報スル事
- 第三十一條 使務ノ功程及管内ノ景況諸政ノ統計ヲ公報スル事
- 第三十二條 各廳ニ交渉スル事件ハ照會施行スル事
- 第三十三條 定則ニ從ヒ移民ニ給與スル事
- 第三十四條 豫備倉ヲ設ケ内荒ヲ救濟スル事
- 第三十五條 定規ニ照シ窮民ヲ恤恤スル事

第三十六條 定規ニ照シ褒賞ヲ行フ事

第三十七條 巡査ヲ廢置スル事

第三十八條 需用ノ物品外國ヨリ購入スル事

第三十九條 一切ノ租稅例規ニ照シ處分スル事

第四十條 定額金ヲ以開拓ノ施設緩急ニ應シ處分スル事

第四十一條 判任以下ノ官員ヲ增減スル事

第四十二條 函館裁判所々管ヲ除クノ外懲役十年以下處刑ノ事

函館裁判所々管ヲ除クノ外處刑終身懲役ハ函館裁判所ニ擬律案ヲ差出シ其死罪ハ大審院へ差出シ許可ヲ

得テ然後決行ス

使中局ヲ分ツ左ノ如シ

記録局

民事局

會計局

工業局

物産局

學務局

刑法局

事務章程

主管ノ事務左ニ記列スル者ハ長官其意見ヲ申奏シ、裁可ヲ經

テ然ル後施行ス其他ハ長官之ヲ專行スル事ヲ得但其施行ニ付
テハ長官皆其責ニ任ス

第一條 國郡區ノ區域名稱ヲ變更スル事

第二條 河港ヲ開鑿スル事

第三條 驛逕ヲ廢置スル事

第四條 鐵道電信ノ線路及燈臺礁標建設並ニ開礦ノ場所ヲ

定ムル事

第五條 主管ノ事務ニ付布達スル事

第六條 支廳ヲ廢置移轉スル事

第七條 官立學校ヲ廢置移轉ヘル事

第八條 部下ノ官吏並ニ生徒ヲ外國ニ派遣スル事

第九條 外國人ヲ傭入又ハ之ヲ解傭スル事

第十條 新ニ事ヲ創メ又ハ舊規ヲ變更スル事

以上の規定に依りてこれを伺ふときに、開拓使の一斑は
ほど察知せらるゝであらう。即開拓に必要な百般の事務
を規定せるこの事務章程は開拓使の職分を明かにすると共
に又その何たるかをも併せて示せる處である。開拓使とは
要するに、以上の如く、北海道開拓の事務を管理するもの
になつた。⁽⁶⁾

である。然して其職制を十三年十二月の規定にみるに、長官一人、次官一人の外、大書記官、權大書記官、少書記官、權少記官等ありて長官の命を受け各其主務を幹し、尙一等より十等の屬ありて各席務に從事するのである。¹⁾

口 北海道の開發と道路

北海道の開發は已に述べしが如く、遠く松前氏時代より淵源してゐるが、其治蹟は充分あがらなかつたのである。

然る處、明治維新以後一段と注意を加へ二年七月には開拓使を置き其開發に志したが、尙開拓の道は立たなかつたので、明治四年に至つて、廟議は更に定額金を決定し、御雇

の米人中、地質鑛山並に道路築造測量等其學術所長の者二人を實地検査のため北海道に派遣し、同四年中に取調を完了し、五年の春より夫々着手することとしたのである。尙北海道中地勢上より之を察し四方に號令するに便なる札幌を根據とし、使廳を此地に建て學校を建設し、諸官員の家屋を設け、以て一大中心地を設け、四方に道路を造り、廻漕の便を設け、礪山を穿ち、生産の方法を立て、所々に碇

堵、當時に於てすら、開拓の要は（一）山川の形勢を察して往來を通ずるを以て第一とし、（二）土地の美惡を檢して培養を盛にし、生を養ひ、風俗を純美にするを以てこれに次ぐとせられたが、實に道路の開發こそは開拓事業中最も、重要視せられたものであつたことを知るに足るであらう。今四年末のアンテセル氏建言中道路に關するものを左に示せば¹⁰⁾

往來ノ便ヲ開クノ肝要タルハ余カ辯論ヲ術タスシテ明カナリ故ニ先ツ本道及ヒ間道數條ヲ開キ全道ノ往來ヲ自在ニシ、中略、其道路ハ過半「マクアダムス」（砂礫ヲ敷キタルヲ云）路ト爲シ下略。

とある。

ハ 開拓使の路政

a 道路

(一) 市街道 路

札幌府の創設と街路改正⁽¹⁾

明治二年六月、佐賀藩主鍋島直正蝦夷開拓總督に任せられ、其臣島義勇同御用掛となり次で其翌七月開拓使が設置せられ、直正は其長官に義勇は判官に任じた。八月直正他に轉じて東久世通禧その後任となつたが、義勇は尙判官の主席を占め、開拓に努力したのである。然るに北海道は當時一般に冬期の生活を困難となし多くは秋を過ぐれば内地に歸還するの習であつたが、この時に至つて長官を始め、一同は九月、北海道に赴いたのである。島判官は出發に先ち政府に劄書を提出し、函館より直ちに石狩に赴き本道の中心地にして開拓の基礎を建つるの建言をなし許可せられたのであつた。かくして札幌開府の序幕は開かれたのである。本道の政廳は從來より奥地に置かれたることなく、松前氏時代には福山に置かれ、後寛政に至り幕府の直轄となり、函館に移されたが、兩者共に本道の一隅に偏在し未だ

本島の主府としては充分ならず。近藤重藏は寛政十年、北海道を巡視し道路の開鑿等をなし、大なる功績をあげたが、この當時已に主都を石狩平原に置かんとするの議を建てたることあり。其後識者多くはその言に賛せしも、實行に至つては自ら別問題となされてゐたのであつた。島判官は九月下旬、長官等と共に函館に着き、岩村判官は長官を補佐して函館に留り、島判官は今の札幌神社なる開拓祭神の御靈代を奉じ、十月一日函館を發して黒松内山道、雷電崎、余市山道等を経て、十一日錢函に到着し、此處に假事務所を設け、西部の諸部を管すると共に札幌の地を朴して本府の建設に着手したのであつた。當時錢函札幌間に刈分道路あるのみであつた。然して札幌は全く未開の地であつて、唯豊平川岸に一渡守及一獵夫の住したる外何等住人なく殆んど人煙なき荒原であつた。判官は錢函より四里の道を馬にて通り、地勢を見、後小屋を掛け風雪を凌ぎ十一月十二日に至り殆んど本府の繩張を完了し、官邸建築に着手したが、人無きの荒野に雪を侵してなすの工事は實に名状に

絶するものがあつた。職工人夫は盛岡藩より徵募せる二百名、本道にて應募せる若干名及び勇拂師のアイヌ若干名とあつた。苦辛具に嘗むること二十日にして工は成つた。

以上雪中の建府は雄壯人を泣かしむるものがあつたが、本府區劃に至つては更に宏大なるものがある。即區劃を南北二部に大別し、其中央に幅員四十二間の大通を設け其北部を官用地に指定した。開拓使本廳の敷地は四方各々三百間地積九萬坪其前方に長官邸、判官邸、學校病院等互に相對し、各個の敷地間口五十間奥行六十間地積三千坪とす、次に權判官以下の邸宅、敷地並に農政、市政、刑法の諸官衙、華族及び武家の邸宅倉庫の敷地等を配置した。この大通りの南部は商店街とす市街は整然と區劃せられ、太通りの外は道幅皆十二間とし、大通りを尙西に延長し、圓山の麓に至つて新大社を建立し大社の前に大通りと交叉し、幅三十間の道路を開き、假に馬場町と命名した。

河水遠流山控隅
四通八達宜開地
他日五洲第一都
平原千里地膏腴

と、これ島判官の作にして蓋し、其抱負の一端を述べたものであらう。

後、島判官は退きて大學小監となり、岩村判官の役を襲うて同市街の經營に當つたが、多くその主義を島判官にうけて改むるところなかりしも、大通りの幅は之を廣めて六十間とした。然して大通り以北を官用地とし、以南を商家の地とするは舊設計に同じであるが、普通の道路は稍之を狭くして、十一間幅とし、他は十三間半、十五間半の道路を設け、本廳敷地の周圍は特に二十間幅としたのである。

次に經費のことにつき一言せんに、當時開拓使は北海道と樺太とに分れ、其經費年額二十萬圓、米一萬石(三萬俵)にして、別に臨時御出方として金拾七萬圓、樺太外務費として金一萬三千六百圓を交附せられたが、島判官は其中函館への分配金八萬圓米一萬六千四百俵の約三分の二を受取り、之を懷中にして札幌に來り、其一ヶ年間の豫算高を約三ヶ月に消費し尙金穀に不足を生ずべき程度の大膽なる經營に着手せしものである。これ雄大なる經營の基礎を立て、

然る後續いて經費の増額を要求し將に大になす處あらんとせしを察するに難くはない。

尙札幌府に於ける街路の改修等は左の如くである。¹²⁾

明治四年五月、札幌市街道路を區劃開鑿したが、八年四月には三井組手代菊屋儀助等は自費を以て本廳門前通路を修補した。此外市街の各所より近郷へ追々道路を擴張せられてゐる即、其五月には札幌より圓山村に至る道路を修理した。九年七月に札幌雨龍通より雁來村に至る馬車道を成就した。尙十五年一月には、豊平橋より札幌村に、札幌北六條より圓山村に至る里道の開鑿等はこれである。

函館街衢の改正¹³⁾

函館は本島の開拓の漸く盛となるや、來住者は各自己の

欲するがまゝに追々住居を構ふるに至り、街衢は益々延長し、道路は狹隘にして曲折多く、家屋の構造も亦整一を缺くに至つた。こゝに於て一朝火災の起るときは延焼するこ

と多大であつた。且、貨物の運搬を始め、人馬の往來も自由ならず、不衛生も亦伴ひて起り、まことに近代都市の名

に背くこと多々これあるが如き状況にあつた。然るに十一年及十二年、有名なる大火が起つたので、この機會を利用して大改正を斷行することとなつたのである。

明治十一年十一月十六日、第十五大區一小區函館鱈澗町一番地出火、鱈澗町、山の上町（四町五町片側）鍛冶町、鱈横町、神明町、仲町、辨天町、西濱町、幸町、大町（三町四町）仲濱町、富岡町、片町都て十三町を焼失した。この時、黒田開拓長官は札幌に在つて此報を聞き、直に鈴木開拓少書記官を函館に遣り、函館支廳と共に、街衢及家屋改正の事を協議せしめた。十八日に至り、函館支廳市街道路改正委員四名を選定し、二十日午後十時、鈴木少書記官は函館に至る。協議の大意は左の如くである。

一 辨天町及大町等ノ如キ大道ハ道幅十間以上トシ、一直線ヲ要ス
一 山ノ手ヨリ大通ヲ横断シ海岸ニ至ル通路ハ幅十間以上トシ適宜ノ場所ヲ擇ヒ二町或ハ三町毎ニ開通シ裏通り及横町等ハ幅六間以上トシ俱ニ直線ヲ要ス
一大通り及山手ヨリ海岸ニ出ル兩傍ノ家屋ハ石造煉化石土蔵不燃質ノ建築ヲ要シ若シ資力及難キ者ハ塗屋ニ建築セシムヘシ

- 一 裏通り及横町共其資力塗屋ニ堪難キ者ト雖モ成丈札幌農器械社チ用キシムベシ
- 一 従來ノ石材掘採場ノミニチハ石材運搬費少カラス故ニ類焼跡道路家屋需用ニ限り特別チ以テ適宜ノ場所ニ於テ掘採チ許スベシ
- 一 道路改正ノ爲路線ニ係ル私有地ハ相當代價チ以テ買上ケベシ
- 一 消防線緊要ノ場所石造煉瓦土藏等建築ノ者ハ相當ノ割合チ以テ資金ヲ貸付シ其資力薄弱不得已者ハ一時官設シ賣下又ハ貸家トスヘシト雖モ實際調査更ニ稟議スベシ
- 一 家作費貸付ハ三ヶ年以上五ヶ年ナ出サル年賦返納トシ利子ハ一ヶ年百分ノ五乃チ年五分ニ當ル
- 一 道敷増加ニ隨ヒ市街宅地坪敷減スルニヨリ成ルベク二層三層ノ家屋ナ建築セシムベシ
- 一 海岸接近ノ焼跡ニテ麥酒貯藏及水室用穴藏適當ノ地所アラバ買上置クベシ
- 一 山ノ手地形斜傾ノ家屋ハ魯魯浦蘭斯德港ノ風ニ倣ヘシムベシ
- 一 道敷地坪買上ヨリ宅地差支ナ生スル者ハ懇到ニ説諭シ谷地頭埋立地竣工ノ上賣下轉居セシムベシ
- 一 稲關構内狹隘ニシテ物貨取扱不自由ナルチ以テ現地左右ニテ埋立ベキ場所取調置クベシ
- 一 小區毎ニ改正委員チ設ケ懇篤ニ説諭シ都テ區中協議チ以テ成丈速ニ改造ノ効チ遂ゲシムル事

右各項を反覆討議し、廿一日、在廳書記官以下主務屬官數名、富岡町東本願寺別院に會し區戸長總代人及類焼人中重立ちたる者數十名を召して開拓長官の諭旨を傳達したが、各自熟考の上、諭旨を奉するや否やを問ひ、意見あるものは建言すべき旨を告げたが、區長以下出席者一同會議の上、道路及家屋改正諭達の旨趣は謹んで遵守することに一致し更に改良方法に關する事項を諭達した。

二十四日市街焼失跡道路家屋改正順序を定むること左の如くである。

- 一 改正路線並路幅等ハ地圖チ以テ決定ノ如ク速ニ實地測定ノ事
- 一 新路線ニ當ル坂路ハ早速土工着手ノ事
- 一 路線實測ノ上ハ市街宅地割渡チ始ル事
- 一 道敷增加地坪買上費三萬五千圓ト豫定ノ事
- 一 道敷ニ當ル土藏移轉並道敷費ナ一萬五千圓ト豫定ノ事
- 一 家屋改造補助貸下金額五萬圓ト豫定ノ事
- 一 但以上ノ三項ノ金額ハ實際調査ノ模様ニ依リ更正スルコトアルベシ

右の決定に依り、第十五大區一小區二名二小區三名三小區二名四小區二名、第十四大區一二三小區を合して壹名總人員十名を選定し家屋改良委員とし、道路家屋に關する事務一切を擔任せしめた。又近來幽館山石材掘採を禁ずるも特別の詮議を以て幽館山背面砂子泊、寒川、海瀨岩、鞍掛、

大黒町一、二、三、四、五
町一、六、七、八、九、十、十一、十二
合計九、六、一、七、九、四、〇、八、三、五、〇
尙、其廢道に屬する地所及官有地の宅地と爲すべき箇所は
其最寄の地主に賣下又は公賣法を以て付賣した。左表に示
すが如くである。

立待、障子岩等の數處より適宜掘採を許したのである。二十八日に至り、地理係官史九名は測量に從事したが、時恰も降雪漚寒に際して業は速に就らない。十二月二日更に測量委員を増し、十四名とし、十八日に至つて始めて整頓したのである。こゝに道路改正の爲め路線に當る私有地は公用土地買上規則に據り券面地價を以て買上げたのであるが今参考のためにこれを示すに、

町名	坪數	買上代價	平均百坪價	人員
片町	三五〇坪	三三三・五五六	九零〇	七人
鐵治町外一ヶ町	二〇二・三一	一四四・五九	七三八	八人
鱸湖町外二ヶ町	一七・〇〇一・一〇	一六六・一五八	一五二・一一	六人
仲町	一三一・四三〇	一三〇・一一八	一三一・一五二	三人
辯天町	一三一・八二五	一三〇・九五四	一三〇・一九〇	三人

諸大通は道幅十二間とし、小路に至るも六間を下らず坂路を夷にし、塗地を埋め溝渠を鑿し偃柵を通じ赤土を盛り石垣を築く等大に從來の面目を改め、又道路に障る土蔵及家屋は移轉費を給し其家屋改良の爲め要する貸金五萬圓は函館區役所に下付し拜借を願出る者に貸與したのであつた、其詳細は左表の如くである。

與したが、出願するもの甚少く、多くは自力を以て改良した。故を以て貸與した金額は僅に一萬六千四百七十五圓に過ぎなかつた。其後五分の利子を合せて忘なく納むるもの又一時に完納する者等があつて種々その態を異にしてゐたが、成績は甚良好であつた。然して貸付金以外にして、其當時費消した金額は左の如くである。

以上の如く政府は務めて保護政策に出でしが、住民も亦奮勵して道路の改良に腐心したので、罹災の區域は街路整然とし直きこと矢の如く、些かも舊状を止めず、四邊清潔となり且火災の豫防に大なる益があつた。

然るに十二年十二月六日午後八時三十分、函館堀江町に出火し、火は四方に延焼し、合計三十三町、戸數二千二百四十五戸、官舎學校社寺會社等三十一を焼失した。實に未曾有の大火である。然も去歲の火災跡にして道路家屋の改正せし處は一戸の類焼なく消防線路區畫の如く猛火中に立ちて人民始めて道路家屋の改正の火災豫防上緊要なる意義を有せることを知ることとなり、私に二十間幅の道路を希望するに至つたのである。

八日、燒跡道路の改正に着手する爲、測量員五六名は器械携帶し差遣すべき旨を札幌に又測量器械を送るべき旨を

東京出張所に電報を發した。九日至り昨年改正の方法に

準じ道路改正に決したのである。十日には燒失跡道路改正取調中路線改定迄は家屋造營を見合すべき旨を達し、委員二十六名に燒跡道路改正調査を命じて二名に家屋改良調査を命じた。十一日、改正經費稟裁を請ふに札幌在勤鈴木權大書記官の玄武丸にて歸任の際、協議すべき旨を達せられた。十三日、函館商、杉浦嘉七、渡邊熊四郎等四十二名は燒跡道路改正を請ふたのであつた。こゝに於て其請願を容れ委員十三名を命じ、測量に着手した。燒跡改正路線は外國人居留地に關する處ではないが、自然、居留地外宅地に係ることがあるかも知ないので各國領事に通報したのである。十五日に路線改正を税關、裁判所、砲臺及郵便局に通牒した。十七日、鈴木權大書記官、東京より至り道路家屋改正費を函館支廳と協議したのである。三十一日には道路改正調査及經費が略々豫定したので、道路改正主意書を草した。

明けて明治十三年一月二十日、開拓長官は函館に抵り地理を視、民情を察し、別に番外圖を作らしめ、從來の道路

を基本とし、其屈曲の甚しきものは之を更正し、防火線路

錢六厘を以て道路改正費額と決定す。

は道幅二十間とし通常道路は十二間より六間迄とし、東本願寺外二寺を臺町に移す事とし、之を人民に諮問せしに、衆皆其改正の容易にして防火其他の便利を得るを喜び速に着手せられん事を請ふたので、道路改正は番外圖の如く決定し、着手順序及經費等の心得數項を議決したのである。即大要左の如くである。

- 一番外圖に由り民有地路線に係る部分を速に買上の事
- 二 平地の分は道路修築に着手する事
- 三 坂路修築は御用係松本莊一郎出張の上調査を遂げ、可成費用を節減し着手すること
- 四 海岸通は可成倉庫を建設し、尙需常の家屋と雖も同様二階造となす事
- 五 東京出張所豫備金の内十萬圓下付の事
- 六 函館支廳管内十二年度元受領（第二十四號達）國稅出港稅合十九萬四千五百五十四圓十錢の外、尙實收增加金十一萬一千百七十三圓十一錢六厘、右增加金を一旦東京出張所へ納付、直に道路改正費に充つる事
- 七 前述の五、六、の二項合金高二十一萬千四百七十三圓十一

右の如く着手順序を定め、尙松本壯一郎到着の上、精々費用節減の見込を以て調査し、費額減小に於ては其減額と一昨年家屋改良費貸與残額を合せて今般燒失跡家屋改良費として貸與に充つる事。

同月市街に告示し、市民中道路改正委員、内瀬町杉浦嘉七外十二名を公選したのである。然して道路改正に必要な石材は去る十一年の例に倣ひ、函館山より切出を許した。尙開拓長官を始め委任官等五十二名内函館支廳官吏より家屋改良、道路改正費義捐金を集めしが、其高合せて千三百二十五圓八十錢となつた。三月、松本莊一郎來り道路改正費節減方法及將來の運便を調査したのに左の如くであつた

- 一 道路改正費節減ハ敷地買上土藏移轉ハ勿論所要器械ノ準備ヲ誤ラス招募人夫到着直ニ着手セシメ坂道其外着手ノ後緊要ナラサルハ務テ省略スベシ
- 一 坡地ハ何レモ勾配急ナルヲ免レサレドモ天然ノ地形復如何トモスルナシ然レドモ其中稍緩ナル處アルヲ以テ重大ノ物品運搬ハ迂路之ニ由ルモ可ナリ又道幅二十間ノ坂ハ中央八間ヲ蒲鉾形

トシ左右六間ハ六割ニ法リナ附レハ石垣ノ坪數及盛土モ大ニ減
スペシ十二間幅ノ坂道モ中央六間ヲ薄鉢形トシ左右ハ前ニ準ス
ベシ下水ハ石垣ノ根ニアルヲ以テ石造トシ石垣ハ野石ヲ用キ只
其合口ニ注意堅牢ナ主トスペシ

一 橋梁旭橋改築並ニ堀江町堀川屈曲ノ角新架モ改正委員豫定ノ
工費ヲ以テ架設スペシト雖モ旭橋ハ埋地埠頭等竣工ハ後ハ所謂
肩摩轂擊ノ地ナルヲ以テ橋臺ハ他年鐵橋ヲ架スルモ頽壞ノ虞ナ
カラシメ橋幅ハ八間長十四間許トスヘシ堀川角ノ新橋ハ幅四間
長九間許ニテ無柱ニ構造シ舟楫ノ便ナ圖ルベシ

一 委員調査ノ道路改正工費ハ唯平均間口當リナルヲ以テ前陳ノ
如ク節減ニ注意シ且務テ困難ノ箇所坂道等ヨリ着手シ實際に入用
額ニ依リ不急ノ處ハ一層省略ノ方法ヲ立ルニ於テハ又幾分力減
スペシ

是月、道路線の測量を竣り路線に當る私有地は公用土地買
上規則に據り券面地價を以て賣上げたのであつた。詳細は
左表の如くである。

町名	坪數	價上代價	百坪平均價	所有主人
地藏町	四三・五〇	一五〇・七〇	三六・九六	八
内洞町外三ヶ町	七・九三・七〇	一五・一五・九五	七三・九一	一既
東濱町外一ヶ町	三三・九〇	一・八九・三五	八三・八三	三

町名	坪數	價上代價	百坪平均價	所有主人	大町	中町	小町	會所町	茶屋町	堀江町外三ヶ町	船場町	大工町外九ヶ町	常磐町	天神町外三ヶ町	芝居町	上新町	仲新町外四ヶ町	下新町	元町外一ヶ町	梅ヶ枝町外二ヶ町	花谷町	山ノ上町	神明横町	駒止町外三ヶ町	谷地頭町
地藏町	四三・五〇	一五〇・七〇	三六・九六	八	三四・三三	四四・三三	三四・三三	三四・三三	三六・八〇	四二・五五	五五・二〇	五九・一〇	五九・一〇	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	
内洞町外三ヶ町	七・九三・七〇	一五・一五・九五	七三・九一	一既	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	一五・一五	
東濱町外一ヶ町	三三・九〇	一・八九・三五	八三・八三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
					一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

尙、廢道及官有地にして宅地となすべきものは入札によつて付賣したが、左表に示すが如くである。
・

借實際所要の經費は總額金二十三萬三千六百七十四圓四十
七錢八厘にして内金八萬五千七百三十七圓五十三錢は人民
所有地買上代、金二萬五千二百〇三圓八十錢五厘は道路上
障る土藏及家屋移轉費、金二千二百五十五圓五十一錢は測
量諸費、金十二萬〇四百七十七圓六十三錢三厘は道路改正
土工費に充てたものである。尙道路改正費の明細表は左の
如くである。

種別	長坪數貢數		幅又箇數	一ヶ所又ハ 一間ノ經費	合計
	面積	面積			
道 路	三・五五・〇〇〇	八・〇〇〇	八・〇〇〇	八・五五・五五	一・三・九・一〇〇
	一・三・九・一〇〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇
石 垣	一・五八・七五五	〇	〇	一・五八・七五五	一・五八・七五五
	石垣下水	一・六五・四一〇	〇	一・六五・四一〇	一・六五・四一〇
片 柵 下 水	一・二三・一・一〇	〇	一・二三・一・一〇	一・二三・一・一〇	一・二三・一・一〇
	横切 埋 下	八・〇〇〇	八	八・〇〇〇	八・〇〇〇
水 槽	一〇・〇〦〇	三一	一〇・〇〦〇	一〇・〇〦〇	一〇・〇〦〇
	四八・〇〦〇	五	四八・〇〦〇	四八・〇〦〇	四八・〇〦〇
坂	大	一	〇	一・〇〇〇・三六八	一・〇〇〇・三六八
	小	〇	三	一・〇〇〇・〇〦〇	一・〇〇〇・〇〦〇
車 坂	一五五・〇〦〇	三〇	一五五・〇〦〇	一五五・〇〦〇	一五五・〇〦〇
	堀江	一五五・〇〦〇	三	一五五・〇〦〇	一五五・〇〦〇
橋	旭	一五五・〇〦〇	〇	一五五・〇〦〇	一五五・〇〦〇
	割 石	一・〇〇〇・〇〦〇	〇	一・〇〇〇・〇〦〇	一・〇〇〇・〇〦〇
合 計		〇	〇	〇	一一〇・四一〇・九〇〇

以上述べしが如く、第二回函館大火後の市街道路を中心とする改正は、明治十三年一月に起業し、十四年十二月に竣工した。實に起工以來滿二ヶ年の歲月を閲してゐる。故を以て其工は第一回大火後の改正に比して一層堅固なものといふ事が出来るのである。

- (1) 北海道道路誌 一一五〇頁
(2) 北海道志『北海道同盟著譯館版』上巻 一一三頁
(3) 日本經濟史『竹越與三郎』第六卷 六四三——四頁
(4) 開拓使事業報告附錄布令類聚 上編 一五頁

- (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) 同上
開拓使日誌 第一號 第二號 第五號 一一二丁
北海道道路誌 同上 同上
開拓使事業報告 第二篇 五〇七——五二〇頁
六〇九——六三八頁

道路本位か救濟本位か

岡崎早太郎

目次

一 道路事業の實質を知るか
二 繼續費否認の可否。
三 救濟は單なる方便。
四 對地震策に乗換ては如何。

我國の道路問題ぐらいたる長きに亘り解決を見ないものは他に多くの類例があるまい。さきには道路法制を制定すべく、